

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目 次

## 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があつた件
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があつた件
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を廃止した旨届出があつた件
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があつた件
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により裁定を行つた件
- 土地改良法により換地計画を定めた件
- 保安林の指定をする予定である件
- 保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
- 落札者を決定した件
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第九条第一項の規定により特定小売商業施設について届出があつた件
- 福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する規則の一部を改正する規則  
○福島県道路交通規則の一部を改正する規則

### 福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

五三

五七

## 告 示

### 福島県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の内滑な帰国促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があつた。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	変 更 前		変 更 後	
		変	更	變	更
蔵まち薬局	喜多方市字長面	さくら薬局	喜多方市字長面	三〇八六	喜多方市字長面
すずらん薬局	喜多方市字長面	多方店	喜多方市字長面	三〇八六	喜多方市字長面
津宮町店	喜多方市字長面	さくら薬局	喜多方市字長面	六番四号	喜多方市字長面
津真宮店	喜多方市字長面	さくら薬局	喜多方市字長面	一四	喜多方市字長面
眞宮薬局	喜多方市字長面	眞宮薬局	喜多方市字長面	一四	喜多方市字長面

（社会福祉課）

福島県告示第七百九十五号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用す

五二

五三

五四

五六

五七

五八

五九

六〇

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六七

る同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次に指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションほしづら	伊達郡国見町小坂字小坂五〇一	伊達市桑折町下郡字八幡一二	合同会社ほしづら
			伊達郡国見町鳥取字山田三一
			事業者の主たる事務所の所在地

（社会福祉課）

### 福島県告示第七百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があつた。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業所の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ウエルシア薬局伊達保原北店	原町字大和一〇七番地一	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目二番一五号	令和七年二月二八日	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 導導

（社会福祉課）

### 福島県告示第七百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地  
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更一件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更一件、小売業者の入店三件）
- 三 届出年月日  
令和七年十二月九日



**福島県告示第八百二号**

農地法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和七年九月三日付で公益財團法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあつた農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関するして、令和七年十一月二十七日付けて次のとおり裁定した。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄  
福島県知事 内堀 雅雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積  
所在 南相馬市原町区上波佐字寺崎 地番 四四六番地一 地目 面積（平方メートル） 一、三七〇
- 二 利用権の内容  
水稻の栽培で利用
- 三 利用権の始期及び存続期間  
1 始期 令和八年四月一日  
2 存続期間 一〇年
- 四 農地の所有者等の情報  
高田 己之助（亡）
- 五 借賃に相当する補償金の額 二〇五、五〇〇円
- 六 補償金の支払の方法  
当該利用権の始期までに福島地方法務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

**福島県告示第八百三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、福島県地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和八年一月五日まで (二十七日間)
- 三 縦覧の場所  
田村市役所
- 四 その他  
この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の一第四項で準用

- 1 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、森林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第二百八十九条の規定により当該通知の内容を富岡町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
令和七年十二月九日
- 2 所在の不明な者の氏名  
飯土井新三郎 原田長吉 保証責任富岡信用販売購買利用組合  
通知の内容の要旨  
1 保安林の指定をする予定であること。

する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。  
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

- 福島県告示第八百六号**
- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする予定である件（令和七年福島県告示第七百二十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるること。
- （森林保全課）
- 一 所在の不分明な者の氏名  
近藤正昭 須藤常松
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を浅川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- 令和七年十二月九日
- 福島県知事 内堀雅雄
- （森林保全課）
- 福島県告示第八百七号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を泉崎村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- （森林保全課）
- 一 所在の不分明な者の氏名  
内堀雅雄
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を泉崎村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- （森林保全課）
- 令和七年十二月九日
- 福島県知事 内堀雅雄
- （森林保全課）
- 福島県告示第八百八号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- （森林保全課）
- 一 所在の不分明な者の氏名  
深谷秀夫 白石頼美 鈴木敏代 菊池徹 白坂巳之次郎 菊池恭一 龍光寺
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千六百四十八号）によること。
- （森林保全課）
- 福島県告示第八百九号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、
- （森林保全課）
- 一 所在の不分明な者の氏名  
海上学 海上學 海上角太郎 海上惣左衛門 海上辰吉 熊井惣右衛門 熊田仙藏
- 根本辰治 根本辰治 佐々木清吉 佐々木清吉 佐藤正治 三村平太郎 三村傳藏
- （森林保全課）
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、
- （森林保全課）
- 室重兵衛 室兵喜 秋山巳之吉 秋山巳之吉 小室ヤイ子 小林ヨシ 小林源五郎 小林勝世 小林清太郎 小林清之助 小林藤吉 小林徳三郎 小林平五郎 小林徳三郎 西巻平八 石塚千代松 石塚忠太郎 中畑久吉 中畑市郎 中畑重郎 中畑亦市 中目野刃藏 中野目丑藏 中野目金太郎 中野目新吉 中野目政吉 中野目清太郎 中野目清之助 白石源太郎 本柳亀治 本柳庄之助 木村清松 木村由之助 野崎栄吉 野崎市太郎 野崎松雄 野崎正志 野崎長吉 野崎長藏 野崎鶴吉 野崎文右衛門 鈴木亀藏 鈴木七之助 渡邊新三郎

次のとおりである。  
令和七年十二月九日

## 公 告

- |   |  |
|---|--|
| <p>一 所在の不分明な者の氏名</p> <p>山田栄三郎 山田仁左エ門 山田徳次 渡辺全一 渡邊良春 鈴木菊太郎 鈴木徳<br/>         次郎 鈴木利吉 鈴木徳右エ門 今野才重 小関トシ子 渡辺藤七 後藤克巳 後藤<br/>         正一 宍戸トリヨ 服部節子 福井玲子 油井量太郎</p> | <p>二 通知の内容の要旨</p> <p>1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があつたこと。<br/>         当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林<br/>         の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千六百四十七号）による<br/>         こと。</p> |
|---|--|

(森林保全課)

福島県知事 内堀雅雄

### 公告第228号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム新郡山合同庁舎ネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年12月9日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム 新郡山合同庁舎ネットワーク機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N T T 東日本株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
32,255,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年8月29日

(デジタル変革課)

**公告第二百二十九号**

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号）第九条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設について令和七年十一月二十五日次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書面を令和七年十二月九日から令和八年三月九日まで福島県商工労働部産業振興室商業まちづくり課福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

**一 特定小売商業施設を設置する者**

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 加藤 久誠

名称 イオン東北株式会社

住所 秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

**二 特定小売商業施設の名称**

イオン福島店・（仮称）イオンタウン福島南矢野目

**三 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積**

1 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

2 敷地面積

七万八千三百九十一平方メートル（うちイオン福島店部分 四万九千八百八十八平方メートル、うち（仮称）イオンタウン福島南矢野目部分 二万八千五百三平方メートル）

**四 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手年月日**

（造成）令和九年四月一日

**五 特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手年月日**

（増築）令和九年八月一日

**六 特定小売商業施設の新設の予定日**

令和十年十月一日

**七 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積**

1 店舗面積の合計 三万一千八百平方メートル（うちイオン福島店部分 一万二千八百平方メートル、

うち（仮称）イオンタウン福島南矢野目部分 一万平方メートル、  
2 延べ面積 五万一千五百平方メートル（うちイオン福島店部分 三万四千二百平方メートル、**八 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域**

1 集客予定数

うち（仮称）イオンタウン福島店部分 一日あたり一万三千六百人、

うち（仮称）イオンタウン福島南矢野目部分 一日あたり九千五百人

2 集客予定区域

周辺五キロメートル圏（イオン福島店部分周辺五キロメートル圏、（仮称）イオ

ンタウン福島南矢野目部分周辺三キロメートル圏）

（商業まちづくり課）

**福島県公安委員会**

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月9日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

**福島県公安委員会規則第4号**

**福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則**

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」の次に「、第4条及び第6条」を加える。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第2条第1項第4号中「電子署名を行う者」を「申請等を行う者又は行政機関等」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 作成等 情報通信技術活用法第3条第11号及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。

(8) 手続等 申請等、処分通知等又は作成等をいう。

第3条の見出しを「（情報通信技術利用条例の対象となる手続等）」に改め、同条第1項中「情報通信技術活用法第6条第1項及び」を削り、「第3条第1項」の次に「、第4条第1項及び第6条第1項」を加え、「申請等は、別表の左欄に掲げる法令の同表中欄に掲げる規定に基づく同表右欄に掲げる申請等」を「手続等は、公安委員会等が別に定める手続等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、公安委員会等は、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと認める手続等については、対象としないものとする。

3 公安委員会等は、第1項に規定する手続等並びに情報通信技術活用法第6条第1項、第7条第1項及び第9条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる手続等のうち県民の利便性の向上を図るものについては、根拠となる法令の名称、条項その他の必要な事項をインターネットの利用その他の方法によりあらかじめ公表するものとする。

第4条第2項中「に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める」を「の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る」に、「行う」を「する」に、「又は送信しなければ」を「申請等を行わなければ」に改め、同条第3項中「第1項に規定する者」を「前項の規定により申請等を行う者」に改め、「、又は送信し」を削り、同条第4項中「入力し、又は送信する」を「当該申請等に係る」に改め、同項中第4号を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子署名法第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第4条第5項中「入力し、又は送信した」を「入力した」に、「入力し、又は送信された」を「入力された」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととができる。

第5条を削る。

第6条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条第1項の申請等に対する」を削り、同条第4項を削り、同条第3項中「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示をする場合は、次の各号に掲げる場合」を「方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

第7条第5項に次の1号を加える。

(3) 処分通知等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第2項の規定による入力が困難である場合

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

**第7条** 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第8条** 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第4条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

2 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

3 情報通信技術活用法第9条第3項及び情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置又は警察本部長が定める措置とする。

別表を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

（警務課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月9日

福島県公安委員会委員長 山本真一

福島県公安委員会規則第5号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第9項中「廃棄」の次に「（第6項に規定する場合にあつては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「前項」を「第5項」に、「は、車両の見やすい箇所に当該許可証を掲出」を「当該許可証（前項に規定する場合にあつては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲出」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の二項を加える。

6 前項の許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲出を行ふ目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第35条中「様式第21号の届出書」を「安全運転管理者にあつては、様式第21号の1の届出書2通、副安全運転管理者にあつては、様式第21号の2の届出書」に改める。

様式第21号を削り、様式第20号の次に次の二様式を加える。

## 様式第21号の1 (第35号関係)

事業所コード番号		警察署整理番号				
		一般				
		マイクロ				
安全運転管理者に関する届出書						
年 月 日						
公安委員会 殿						
① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒						
(電話 )						
② 選任年月日		年 月 日		(ふりがな)		
③ 安全運転管理者 氏名		(ふりがな)				
④ 資格		生年月日 (年齢)	大昭年月日 平	業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )		
要件		運転の管理経験				3 公安委員 会の認定
		1 2年以上	2 公安委員会の教習修了者で1年以上			
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )		使用の本拠における自動車台数 10 自動車台数 11 運転者数		
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合		免許の種類				
		免許年月日	・・・			
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様		勤務 日勤 隔日 その他 ( )				
		副安全運転 管理者の有無		あり ( 名 ) なし		
⑧ 安全運転 管理に 関する 経歴		勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容	
		自 至	・・			
		自 至	・・			
		自 至	・・			
		自 至	・・			
備考 (旧使用の本拠、位置及び名称等)						

## 様式第21号の2 (第35号関係)

事業所コード番号		警察署 整理番号 一般 マイクロ									
副安全運転管理者に関する届出書											
年 月 日											
公安委員会 殿											
① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒											
副安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項 (①・③・⑤・⑨) を変更 したので お届けします。 住 所 (電話 )											
② 選任年月日		年 月 日									
③ 副安全運転管理者氏名		(ふりがな)									
④ 資格 要件		生年月日 (年齢) 昭平	大年月日(歳) 運転の管理 経験1年以上								
		1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験 期間3年以上								
		3 公安委員 会の認定									
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )									
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持つている場合		免許の種類									
		免許年月日	・・・								
		免許証等番号									
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様		勤務	日勤 隔日 その他 ( )								
		他の副安全運転 管理者の有無	あり ( 名 ) なし								
⑧ ( 副の運 安略管 全歴史 )		勤務期間	勤務所名								
		自至									
		自至									
		自至									
		自至									
		自至									
業務内容											
⑨ 使 用 の 本 拠											
(ふりがな)											
名称											
位置											
安全運転管 理者の氏名											
業種別											
1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産 業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )											
⑩ 使用の本拠における自動車台数		乗用車	貨物車								
		大型車	中型車	準小型車	普通車	大型特種車	中小型特種車	二輪車	普通二輪車	計	
⑪ 運転者数		免許種別	大型車	中型車	準小型車	普通車	大型特種車	大型車	普通車	小型特種車	計
		一 種 別	一 種 別	一 種 別	中 型 車	一 種 別	一 種 別	自 由 車	自 由 車	自 由 車	
⑫ 前管副理安者全運転事由		解任年月日	年 月 日								
		氏名									
		解任	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )								
備考 (旧使用の本拠、位置及び名称等)											

## 附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県道路交通規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(交通企画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万の一分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和七年十二月一日現在において、次のとおりである。

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	三〇、〇八三
福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数	一 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を合算して得た数と四十分に三分の一を合算して得た数）二八八、〇一五
田村市田村郡	七五、一七七
選挙区	選挙区

二 本 松 市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	い わ き 市	郡 山 市	会津若松市
一四、 三三八	一一、 一六三	一九、 〇一六	二五、 四〇三	二九、 三六四	八五、 五七五	八七、 六八一	三一、 一七七
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡	河 沼 郡	南 会 津 郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡
一六、 〇五四	一〇、 〇五〇	八、 〇六二	六、 四九九	五、 六八七	六、 四七六	一〇、 六七五	二四、 九二九